

# 令和6年度 長山中学校 生活の基本的なきまりについて

## 【服装・身なり】

### 1 制服（学校指定のものを着用）

| 10月～5月  | 6月～9月  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー</li> <li>・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈）</li> <li>・ベストの着用は自由</li> <li>・白ワイシャツ（開襟不可）</li> <li>・ネクタイ（紺orえんじ色 どちらでも可）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈）</li> <li>・ベストの着用は自由</li> <li>・白ワイシャツ（第1ボタンまで開襟可）</li> <li>・ノーネクタイ</li> </ul> |

- ★ 登校したら名札を着用する。（原則学校保管）
- ★ 制服は正しくきちんと着用する。
- ★ 衣替え移行期間は、気温によって冬服と夏服を使い分ける。  
移行期間 夏服 5月1日から31日 冬服 10月1日から31日  
（暑いとき）ブレザー→ネクタイの順に調整  
（寒いとき）ブレザー着用→ワイシャツ上にセーター着用可
- ★ ベルト 色は黒または紺 合成革製（布製は不可）

### 2 通学靴・靴下

- 通学靴：紐でしぼる運動ができる靴とする（走るのに適したもの）  
※色の制限はなし  
※デッキシューズ（靴底が平らな靴）は不可
- 上履き：学校指定の上履き **令和6年度の上履きライン**  
**1年緑, 2年赤, 3年黄**
- 靴下：白または黒の靴下  
少なくともくるぶしが隠れる長さ  
上部のライン, ワンポイントは可  
冬期のタイツ着用可（黒, うすだいたい色）  
※タイツはラインや柄が入っていないもの

### 3 防寒着

- コート 学校生活に適するもの  
バッグかロッカーに収納できるもの  
黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの
- ウインドブレーカー 黒, 紺, 白等を基調としたもの
- セーター（Vネック） 黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの  
すそや袖がブレザーからはみ出ないようにする。  
スクールセーターを推奨する。
- 手袋・マフラー ☆令和6年5月29日の生徒総会で、カーディガンも可と改訂  
色の制限はないものとする。

### 4 体操着・ジャージ（学校指定のものを着用）

- 体操着 ジャージ上下・ハーフパンツ, 半袖シャツ（白）
  - ・ 夏期及び繫龍祭前は、状況により市販の半袖白Tシャツの着用を認める。
  - ・ 部活動ではワンポイントの白Tシャツの着用を認める。
  - ・ 部活動で購入した練習着等は、部活動での着用に限る。

### 5 通学カバン（手さげバッグ）

- 丈夫な素材で使いやすく黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの。  
※ 通学カバン以外に、手さげバッグを使用してもよい

## 6 髪型

学校生活に適する清潔で端正な髪型であること

- 男子—前髪は目にかからないようにする。  
後ろは襟にかからない長さ  
横は耳にかからない長さ
  - 女子—前髪は目にかからないようにする。  
肩にかかる以上の長さの髪は、必ず後ろに束ねたり結わえたりする。  
(頭頂部付近には結わえない) (編み込みは三つ編み程度まで)
- ☆令和6年5月29日の生徒総会で、髪を束ねる・結わえる内容を削除  
☆令和6年5月29日の生徒総会で、男女の差を撤廃
- ・ 頭髪の脱色、染色、整髪料の使用は禁止
  - ・ 頭髪のパーマントは禁止 (育毛事情による措置については要相談)
  - ・ 髪を束ねる際は、黒、紺、茶のゴムひも類を使用
  - ・ ヘアピンは黒のみ、その他の髪止めは禁止
- その他—過度な刈り上げ (6mm未満) は不可とする、化粧、眉毛剃り、ピアスの着用等は禁止

## 7 所持、携行品 (持ち物は全て記名を)

- 学用品以外の所持、携行品
    - ・ 毎日持参—ハンカチ、ティッシュ、給食 (箸、スプーン)
  - 持込可能な所持、携行品
    - ・ 歯みがきセット
    - ・ 飲用、うがい用水筒 (冷水、白湯、茶、スポーツドリンク)
    - ・ 保護者申し出により許可を受けた薬品、医療関係器具類
    - ・ 携行用手鏡、くし (トラベルサイズで)
    - ・ 汗ふきタオル、ハンドタオル、マスク類
    - ・ その他、保護者申し出により許可を受けた物品等
- ※ 持込・使用許可願いは、担任に申し出、後日学校が許可を出す (担任保管)

### ● 持込携行禁止物品

- ・ 現金、貴重品、菓子類、清涼飲料、玩具、ゲーム、化粧品、装飾品類
- ・ 携帯電話 (特別な事情により、保護者申し出の上職員室保管の場合有り)